

# 後日のトラブルを回避するために必要な 離婚協議書の作成に有益！

## 離婚協議書・ 婚姻契約条項例集

サンプル書式  
ダウンロード  
特典付

面会交流・養育費・財産分与・婚姻費用・年金分割、  
パートナーシップ契約等

高井翔・竹下龍之介・中村啓乃・宮崎晃・本村安宏 著



2023年7月刊 A5判 228頁 定価2,860円(本体2,600円) 978-4-8178-4897-0 商品番号:40903 略号:離契

- 婚姻、離婚に関する、婚前契約書・離婚協議書・合意書などの条項例を網羅的に収録。財産分与・不貞慰謝料に関する調査嘱託など、実務で活用できる文例や、参考となる裁判例も多数収録。
- 条項・文例ごとに、懸念される事態や考慮しておくべきポイントなども解説。
- 公正証書や調停条項作成時にも役立つ一冊。
- 本書収録の条項例をダウンロードできる(Wordファイル)購入者特典付。

※ダウンロード方法の詳細は書籍の中でご案内しています。

### 条項例ごとに実務のポイントを解説！

#### ② 不動産等

**条項例3-7 不動産——共有持分の譲渡**

1 甲は、乙に対し、令和●●年●月●日、財産分与として、別荘物件目録(省略)記載の不動産の甲の共有持分全部を分与する。

2 甲は、乙に対し、前項記載の日付での財産分与を原因とする甲の共有持分全部移転登記手続をする。登記手続費用は、乙の負担とする。

**■ 解説**

この条項例は、分与対象である不動産が共有であった場合の記載です。登記届出(譲渡分)とその日付を明記する必要があります。

**条項例3-8 不動産——反対給付としての金銭支払**

1 甲は、乙に対し、財産分与として、別荘物件目録(省略)記載の不動産を分与することとし、甲は、乙に対し、本日付で財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は、乙の負担とする。

2 乙は、甲に対し、財産分与として、●万円を、令和●●年●月●日限り、甲名義の●銀行●支店の普通預金口座(口座番号●)に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

**■ 解説**

一方配偶者が不動産を分与しその登記手続をし、他方配偶者が金銭を支払う形で清算を行う場合、清算様を考慮し、移転登記手続と金銭支払は同時履行すべきとする裁判例の判例があります(東京高判10・2・28第0067号84頁)。上記条項例は、この判断を前提とする記載です。

#### ③ 金銭支払の先履行

1 乙は、甲に対し、財産分与として●万円を、令和●●年●月●日限り、甲名義の●銀行●支店の普通預金口座(口座番号●)に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2 甲は、乙に対し、財産分与として、本日、別荘物件目録(略)記載の不動産を分与する。

3 甲は、乙に対し、第1項記載の金銭の支払を受けたときは、前項の不動産につき、本日付で財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は乙の負担とする。

**■ 解説**

この条項例は、移転登記手続よりも金銭支払を先履行とした場合の記載です。また、本条項例第3項に「第1項記載の金銭の支払を受けたときは」という文言により金銭支払が先履行であることを明らかにしています。個別具体的な事案に合わせて、同時履行とするのか、先履行とするのかを検討することとなります。

#### ④ 非現住者へ名義変更、現住者へ明渡し

1 甲は、乙に対し、財産分与として、本日、別荘物件目録(省略)記載の不動産を分与する。

2 甲は、乙に対し、令和●●年●月●日限り、前項記載の不動産から退去し、これを明け渡す。

**■ 解説**

この条項例は、移転登記手続よりも金銭支払を先履行とした場合の記載です。また、本条項例第3項に「第1項記載の金銭の支払を受けたときは」という文言により金銭支払が先履行であることを明らかにしています。個別具体的な事案に合わせて、同時履行とするのか、先履行とするのかを検討することとなります。

### 実務で活用できる文例も収録！

#### (2) 調査の必要性

相手方は、現在、加入中の生命保険について解約済みであることを主張しているが、○○○から、相手方には開示していない別の保険が存在する疑念がある。

そこで、別居日である○年○月○日付で解約したと仮定した場合の解約返戻金額を明らかにし、財産分与の対象財産を明らかにする必要がある。

**● 嘱託先**

●生命保険株式会社  
(※住所、電話番号等)

**(3) 調査事項**

別居のとり

1 調査対象者

住所 ●●  
氏名 ●●  
生年月日 昭和○年○月○日生

2 調査事項

(1) 調査対象者を保険契約者又は被保険者とする生命保険の有無

(2) 契約がある場合、各契約の内容(契約年月日、保険証券番号、保険種類、保険金額、保険料、保険契約者名、満期がある場合は満期、保険金受取人等)及び○年○月○日時点の解約返戻金額

(3) 契約が解約されている場合は、解約日及び解約返戻金額

以上

#### ■ 解説

財産分与において、相手方が任意の財産開示に応じない場合、裁判所を利用して、調査嘱託を行えば開示されることが多いです。調査嘱託は、調停では消極的な裁判官が多いように思いますが、審判、調停では、その必要性が認められれば採用されます。

この記載例は、離婚訴訟において、財産分与を整理するなかで、被告に未開示の解約返戻金が見込める保険が存在する可能性がある場合に、その所在を調査することを想定しています。

#### 記載例10-17 不貞相手が陽動したという情報から病院に対する調査嘱託を申し立てる場合の記載例

原告は、以下のとおり調査嘱託の申立てをします。

1 証明すべき事実

被告と被告▲の不貞行為

(2) 調査の必要性

被告▲は、調停段階で、不貞行為を否認していたところ、原告は、知人より、被告▲が、被告●との性交渉の結果妊娠し、○病院で中絶手術又はそれに類する手術を受けたという情報を得た。すなわち、中絶手術の同意書又はカルテの診療録には、被告●の名前が記載されている可能性が高い。

当該証拠は、不貞行為の事実を証明する重要な証拠であるところ、当該証拠は、○病院に調査嘱託を行うことでは入手し得ない。

真実発見のためには、被告●の○病院における中絶手術の同意書又はカルテの診療録の開示が必要不可欠である。

他方、被告●からの、プライバシーへの配慮についての意見を踏まえ、嘱託事項を限定する。

## 目次

### 第1章 離婚

- 第1 協議離婚の解消
- 第2 親権者の指定

### 第2章 面会交流

### 第3章 財産分与

- 第1 金銭支払
- 第2 不動産等
- 第3 預貯金
- 第4 株式等

### 第5 その他

### 第4章 養育費

- 第1 基本
- 第2 終期
- 第3 進学先に応じた段階的な合意
- 第4 その他

### 第5章 婚姻費用

### 第6章 慰謝料

### 第7章 婚前契約

### 第8章 婚姻契約

- 第1 パートナーシップ契約等
- 第2 別居合意

### 第9章 法定外婚の解消

### 第10章 その他

- 第1 年金分割
- 第2 清算条項
- 第3 入れるべき条項

### 第4 弁護士会照会

### 第5 調査嘱託

- 資料1 養育費・婚姻費用算定表
- 資料2 示談書
- 資料3 医療行為の同意の委任状

